

令和4年大阪第二検察審査会審査事件（申立）第1号

議決年月日 令和4年7月7日

## 公判請求の申入書

令和4年11月14日

大阪地方検察庁 御中

関電原発不正マネー還流事件刑事告発弁護団

弁 護 士 加 納 雄 二

弁 護 士 河 合 弘 之 ほか

「我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。」

これは、検察の理念の一部である。

そして、頭書事件のうち、検察審査会で起訴相当の議決を受けた事件（すなわち追加納税分の補填、報酬減額分の補填、以下「本件事件」という。）については、正に「事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分」として公判請求がなされることを強く求める。罷り間違っても略式命令請求によって非公開の手続きで軽微な罰金刑に付すことは許されない。

起訴相当とされた追加納税分の補填行為や報酬減額分の補填行為は、関西を代表する企業たる関西電力の最高経営層が、電気利用者を欺き、隠れて一部の役員らの私腹を肥やしていたという悪質極まりない違法行為である。かかる事案の重大性や悪質性に鑑みれば、本件事件は、略式命令をすることが相当でない事件（刑事訴訟法第463条第1項）であることは明らかである。電気利用者である市民が傍聴する公開の法廷で、事実関係を明らかにし、公正な審理をし、判決すべき事件である。

よって、当弁護団は、貴庁に対し、1か月延長した再捜査の結果、本件事件について、「事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分」として、略式命令請求ではなく、公判請求をするよう、本書をもって強く申し入れる。

以上